

聖カタリナ学園高等学校 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

(令和7年7月18日制定)

【目的】

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員がいじめの疑いを認知した場合から解決に至るまでの一連の対応について、具体的な手順と留意点を示す。これにより、個人の抱え込みを防ぎ、組織的かつ迅速な対応を可能にする。

【適用範囲】

全ての教職員（常勤・非常勤、部活動顧問、寮務担当者等、学校に関わる全ての者）

I. いじめの発見・通報

1. いじめの兆候の把握（サインの見極め）

- 生徒の言動、表情、持ち物の変化、登校状況、学習状況、身体の変化、特定の場所での滞在状況などに常に留意する（別紙3、4参照）。
- 周囲の生徒や保護者からの情報にも注意を払う。
- 日常的な対話や生徒観察を通じて、生徒の些細な変化を見逃さない感度を高める。

2. いじめの発見・通報後の初期対応

- いじめ行為を直接発見した場合：
 - その場で行為を直ちに止めさせる。
 - いじめられている生徒（被害生徒）の安全を最優先で確保する。加害生徒と物理的に隔離するなど、二次被害を防止する。
- 生徒や保護者から相談・訴えがあった場合（いじめの疑いを含む）：
 - 真摯に傾聴し、相手の気持ちを受け止める。相談内容を否定したり、軽んじたりしない。
 - 相談内容を秘密にする約束は、事案の解決や生徒の安全確保に支障がある場合はできないことを明確に伝える（ただし、相談者の了解を得て、必ず組織で対応すること、相談者の安全を守ることを約束する）。
 - 相談者の安全を確保する。
- 匿名情報、アンケートからの発見、SNSからの情報等：
 - いじめの可能性のある情報は、匿名であっても決して軽視せず、速やかに学校いじめ対策組織へ報告する。

3. 情報共有と組織的対応の開始（最重要）

- 報告の原則： いじめ行為の発見、または相談・通報を受けた教職員は、他の業務に優先し、即日、速やかに学校いじめ対策組織（生徒課長、学年主任、管理職等）に口頭で第一報を報告し、その後、書面（いじめ報告書等）で詳細を提出する。
- 報告すべき内容： 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を明確にする。被害生徒の状況（心身の状態、安全の確保状況）を必ず含める。
- 抱え込みの禁止： いじめに関する情報を特定の教職員が一人で抱え込まず、必ず組織で共有する。

II. いじめの事実確認（調査）

1. 調査の開始と目的：

- 学校いじめ対策組織が中心となり、報告されたいじめの疑いについて、速やかに事実確認のための調査を開始する。

- 目的は、いじめの事実の有無、行為の内容・状況、関与者、原因・背景、被害生徒の苦痛の状況などを多角的に明確にすること。

2. 聞き取り調査の原則：

- 多角的調査：被害生徒、加害生徒とされた生徒、目撃生徒、周囲の生徒、関連教職員、保護者など、複数の情報源から聞き取りを行う。
- 個別聞き取りと秘密厳守：各々から個別に行い、話した内容が外部に漏れないよう、また話してくれた生徒が不利益を被らないよう、秘密厳守を徹底する。
- 心情への配慮：聞き取りは、生徒の心情に最大限配慮し、安心できる環境で行う。精神的負担が大きい場合は、休憩を挟む、日を改める、カウンセラーが同席するなど配慮する。
- 加害者の否認への対応：
 - 加害生徒が「いじめの意図はなかった」「遊びだった」「本人は気にしていないと思った」といった弁解や、事実の否認をした場合でも、それをもって「いじめではない」と判断しない。
 - 行為を受けた生徒が苦痛を感じているかを重視し、複数の情報源から集められた情報を総合的に判断する。
 - 「事実を認めない」ことも含めて、その後の指導の重要な情報とする。
- 記録：聞き取り内容は詳細かつ正確に記録する（日時、場所、同席者、聞き取り内容、発言者など）。

3. いじめかどうかの判断：

- 学校いじめ対策組織において、収集した全ての情報を総合的に判断し、いじめの事実の有無を認定する。この判断は、校長が責任を持つ。
- いじめがあったと認定された場合は、速やかに設置者に報告するとともに、関係する保護者に連絡する。

III. いじめへの対応（指導・支援）

1. 被害生徒への対応（最優先）：

- 安全確保の徹底：加害生徒からの隔離、登下校時の見守り強化、活動場所の配慮など、いじめ行為から徹底的に守り抜く。
- 心のケア：スクールカウンセラーや外部の専門家と連携し、継続的な心のケアを行う。必要に応じて医療機関の受診を促し、支援する。
- 継続的支援：苦痛を共感的に理解し、安心感を与え、回復までの道のりを継続的に支援する。
- 情報提供：今後の対策について、被害生徒や保護者と共有し、共に考える。

2. いじめを行った生徒への対応（指導と責任の自覚）：

- いじめの事実が認定された場合、毅然とした態度で、いじめをやめさせるための指導を行う。
- 自らの行為の責任を自覚させる：いじめは人格を傷つけ、許されない行為であることを明確に理解させ、被害生徒の苦痛に気づかせる。
- 指導方法：複数の教職員が連携し、必要に応じて専門家の協力を得て、組織的に指導にあたる。
- 懲戒処分：いじめ行為の内容や悪質性、反省の態度などを踏まえ、学校の懲戒規程に基づき、懲戒処分を検討・実施する。加害者が事実を認めない場合でも、いじめの事実が調査で認定されれば、懲戒処分を行う。「いじめをしても認めなければ大丈夫」という

認識を完全に払拭する。

- 再発防止：いじめの背景にある加害生徒自身の課題にも目を向け、健全な人間関係を築けるよう成長を促す。

3. 関係集団への対応：

- いじめを見て見ぬふりをした生徒や同調した生徒に対して、いじめは自分たちの問題であること、傍観も加担行為であることを理解させ、いじめを止める勇気を持つよう促す。
- 学級全体でいじめは許されない行為であることを共有し、望ましい人間関係を構築できるよう集団づくりに取り組む。

4. 保護者への対応：

- 双方の保護者への連絡：いじめの事実が認定され次第、被害生徒および加害生徒双方の保護者へ速やかに連絡し、面談を実施する。
- 被害生徒の保護者：真摯に話を聞き、苦痛への理解を示し、学校が全力で守ることを伝え、安心感を与える。
- 加害生徒の保護者：事実を丁寧に説明し、保護者の理解と協力を求める。家庭での指導の協力を依頼する。

5. 関係機関との連携：

- いじめが心身や財産に重大な被害を生じるおそれがある場合や、犯罪行為に該当すると認められる場合、ためらうことなく所轄警察署に通報し、援助を求める。
- 必要に応じて、児童相談所、医療機関、保護観察所などの専門機関と連携し、支援を行う。

【フローチャート】

